

知広事第2876-1号
令和6年（2024年）3月21日

高齢者相談支援センター 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者

知多北部広域連合長 花 田 勝 重
(公 印 省 略)

令和6年度（2024年度）からの介護予防支援の指定対象の拡大
に伴う介護予防支援事業の取り扱いについて（通知）

日ごろは、介護保険事業の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
介護保険法の改正により、令和6年4月から指定介護支援事業所が市町村から指定を受けて介護予防支援事業を実施することができるようになります。

つきましては、国からの説明等を参考に指定による介護予防の実施について別紙にまとめましたので、実施に向けて御理解と御協力をお願いいたします。

なお、これらの取り扱いにつきましては、国等の通知により今後変更となる場合があります。

記

- 1 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援の実施について
- 2 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援の実施の際の高齢者相談支援センターの一定の関与について
- 3 介護予防支援事業所の指定について
- 4 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書における留意点

知多北部広域連合事業課給付係（加藤・白井）

電 話 052-689-2263

FAX 052-689-2265

E-mail kyuufu@chitahokubu.or.jp

1 介護予防支援の実施について

- (1) 介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所（以下、指定介護予防支援事業所）が、直接契約できるのは、要支援 1 又は 2 の認定を受けた方のうち、予防給付を利用する方のみです。

事業対象者及び、要支援 1 又は 2 の認定を受けた方のうち、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方は、介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施になりますので、引き続き高齢者相談支援センターにて御担当ください。

- (2) 指定介護予防支援事業所は、原則、要支援 1 又は 2 の認定を受けた方のうち、予防給付のみを利用する方につきましては、直接契約のもと介護予防支援を実施してください。

なお、事業対象者及び、要支援 1 又は 2 の認定を受けた方のうち、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方は、介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施になりますので、引き続き高齢者相談支援センターからの委託を受け実施してください。

- (3) 指定介護予防支援事業所は、利用者が介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合でも、高齢者相談支援センターから委託を受けて引き続き介護予防ケアマネジメントを実施することができます。その際には、担当の高齢者相談支援センターへのご連絡をお願いします。

また、利用者の負担軽減の観点から、指定介護予防支援事業所が要支援者の受け入れを行う場合は、契約時においてあらかじめ利用者、指定居宅介護支援事業所、高齢者相談支援センターの三者においてそれぞれ契約を行っても差し支えありません。

2 高齢者相談支援センターの一定の関与について

高齢者相談支援センターは、介護予防支援の適切・有効な実施のため、指定介護予防支援事業所からの求め等に応じ、適宜必要な助言等の実施をお願いします。

指定介護予防支援事業所は、適宜必要な連携が図れるよう、あらかじめ、担当している被保険者の名簿を高齢者相談支援センターへ提出してください。

なお、指定介護予防支援事業所が直接担当するケースにおける、高齢者相談支援センターの担当者会議への出席につきましては、介護予防支援の適

切・有効な実施という考えのもと、必要に応じご対応をお願いします。

3 介護予防支援事業所の指定について

介護予防支援事業を行う居宅介護支援事業所は、利用者である被保険者の住所地である市町村の指定を受けることが必要となります。

広域連合管外の被保険者を直接担当する場合の取り扱いにつきましては、該当市町村へお問い合わせください。

4 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書における留意点について

要支援1又は2の利用者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、介護予防・日常生活支援総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回新たに介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみです。

そのため、以下のような場合は介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書又は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出において注意が必要となります。

例：利用者（要支援1）について、A居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所（委託ではない）として担当している場合

利用月	利用するサービス	プラン	広域連合への届出
5月	・通所型サービス（総合事業） ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画 作成依頼（変更）届出書
6月	・通所型サービス（総合事業）	介護予防ケア マネジメント	介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書 *担当高齢者相談支援センターが提出
7月	・通所型サービス（総合事業） ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画 作成依頼（変更）届出書

この場合において、5月、7月はA居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として担当しますが、6月は介護予防ケアマネジメントとなるため、高齢者相談支援センターが担当となります。

そのため、それぞれの月において、「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」、「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出及び、利用者との契約が必要となります。